

コロナ禍における物価高騰に対する緊急対策

コロナ禍における電気・ガス料金を含む物価高騰などで町民生活に経済的な影響が生じていることから、町民のみならず事業者の負担軽減を図るため、町独自の緊急対策を実施します。

支援その1 町指定ごみ袋を無償で提供

☎ 住民課 環境衛生係 ☎22-7510

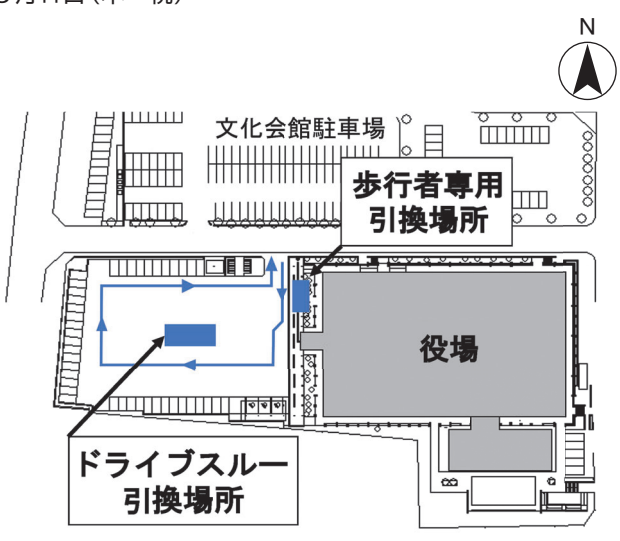


◀ 引き換えの様子

町内すべての世帯に町指定ごみ袋(大)を無償提供します。

▶内 容 / 1世帯あたり1セット(10枚入り)

- ▶提供方法 / ・町に住所を有する世帯の世帯主(7月15日現在)へ、8月初旬に「引換はがき」を郵送します。
 ・引換場所で「引換はがき」により、ごみ袋をお渡ししますので、期間内での交換をお願いします。
 ※8月9日(火)までに「引換はがき」が届かない場合は、お問い合わせください。

引換場所	引換期間	引換時間
役場庁舎西側駐車場内 ※ドライブスルー方式で 引き換えます	8月11日(木・祝) 	7:00 ~ 12:00
住民課環境衛生係窓口	8月12日(金) ~ 9月30日(金) (土日祝日を除く)	8:30 ~ 18:15
町まちづくりセンター	8月17日(水) ~ 31日(水) (月曜日を除く) 臨時休館の場合があります。	9:00 ~ 16:00
各地区まちづくりセンター	8月17日(水) ~ 31日(水) (火曜日を除く) 臨時休館の場合があります。	9:00 ~ 16:00

支援その2 水道料金の基本料金を免除

☎ 上下水道課 庶務係 ☎22-7517

水道料金の基本料金を**4ヶ月間**免除します。免除の申請は不要です。

▶期 間 / 8月25日納期限分(7月検針分) ~ 11月25日納期限分(10月検針分)

▶対 象 / 垂井町と給水契約を結んでいるすべての水道使用者(一般家庭および事業者)

※7月検針から10月検針までの「水道使用量等のお知らせ」には、基本料金免除後の金額を記載しています。

